

令和 8 年度
事業計画書

令和8年3月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

ま え が き	1
1. 公共事業予算の安定的・持続的な確保とその円滑な施工	2
2. 公共工事等の適切な入札・契約	3
3. 労働環境の整備（賃上げ、働き方改革等）と人材確保	5
4. 生産性の向上	13
5. 経営の改善	15
6. 災害・除雪・防疫対応	17
7. 戦略的広報の推進	19
8. 建設業の持続可能性と社会的責任への取組	20
9. 地域懇談会・ブロック会議の開催と提言活動、アンケート調査の実施	21
10. 「(新)地域建設業の将来ビジョン」(仮称)策定への取組	22
11. その他の事業・行事の開催	23

まえがき

地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であるとともに、国民生活や地域経済、雇用の下支えをする地域の基幹産業として地方創生のための重要な役割も担っているが、終わりの見えない資機材価格の高騰や人件費の上昇等の影響により実質事業量は目減りしており、経営環境は一段と厳しさを増している。

一方、令和7年度も全国各地で地震、台風、豪雨・豪雪などの大規模災害が激甚化・頻発化し、防災・減災のための国土強靱化の重要性が改めて浮き彫りとなった。

こうした状況の中、6月に今後5年間の具体的な施策が盛り込まれた事業規模おおむね20兆円強とする第1次国土強靱化実施中期計画が策定され、12月には改正建設業法が全面施行されて技能者の処遇改善対策が進展するなど、建設業を取り巻く環境は新たな段階を迎えた。

地域建設業がその社会的使命や役割をこれからも持続的に果たしていくためには、担い手の確保・育成や処遇改善、働き方改革、生産性向上等の様々な課題に対応し、建設業を魅力ある産業としていかなければならない。

全国建設業協会（以下「全建」という。）は、引き続き諸課題の解決に向け、以下のとおり令和8年度の事業計画を策定し、地域建設業の発展のため、各都道府県建設業協会との強い連携の下、事業活動を展開することとする。

1. 公共事業予算の安定的・持続的な確保とその円滑な施工

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な確保と国土強靱化の推進

政府は、公共事業関係費として令和7年度補正予算で約2.6兆円、令和8年度当初予算約6.1兆円（前年度比220億円増）を確保した。しかし、資機材価格の高騰や人件費の上昇の影響等もあり、公共投資の実質額は減少している状況である。

全建としては、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するとともに「危機管理投資・成長投資による強い経済」の実現のためにも、引き続き各都道府県建設業協会と連携し、政府・関係機関に、公共事業予算の安定的・持続的な確保はもとより、実質投資額が減少することのないよう予算増額の必要性について提言・要望を行う。

また、昨年6月に閣議決定され、令和8年度を初年度とする第1次国土強靱化実施中期計画（事業規模5年20兆円強）について、引き続き当初予算における別枠での確保を求めるとともに、資材価格高騰・人件費上昇等の影響が予算編成過程で適切に反映されるよう、提言・要望を行う。

また、景気の動向等、地域建設業界の状況を踏まえ、追加的予算措置の要望に関しても、適時適切な対応を行っていく。

(2) 公共事業等の円滑な施工

防災・減災、国土強靱化の推進等の政策目的の実現はもちろん、今後の公共事業予算の安定的な確保のためにも、公共事業を円滑に執行し、建設業界の施工余力が十分であることを示すことが重要である。

このため、全建では、各都道府県建設業協会と連携し、地域ごとに受発

注者間の意思疎通の緊密化を促し、不要な不調・不落の発生を防止する等、公共事業の円滑な施工の推進に取り組む。

また、急増が見込まれる防衛関係施設の整備及び維持管理等に関する工事への参画とその円滑な施工のため、防衛施設強靱化推進協会と連携し、地方防衛局と各都道府県建設業協会との意見交換の場を設ける。

2. 公共工事等の適切な入札・契約

(1) 適切な入札・契約

①公共工事

昨年12月に全面施行された第三次・担い手3法（品確法、建設業法、入契法）の適切な運用に向け、公共工事の発注者等における運用状況の的確な情報収集に努め、国土交通省等関係機関、各都道府県建設業協会及び会員企業に適宜情報提供を行う。

特に、国はもとより地方公共団体、とりわけ市町村における発注関係事務運用指針等の浸透状況、運用状況に関する調査・分析を行い、これを踏まえて必要な提言・要望を行う。

ダンピング受注の排除を図るため、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度が未設定又は全国基準（中央公契連モデル）より低位にある公共団体に対し基準設定・引上げに向けた働きかけを行うとともに、公契連モデルの上限枠の引上げや計算式・率の見直しについて提言・要望を行う。

また、発注者が行う労務費ダンピング調査の状況把握に努めるとともに、元請企業が利潤を確保した上で適正な水準の労務費を下請企業に支払うことができるよう、引き続き入札契約制度の改善等も含めた必要な

措置について提言・要望を行う。

さらに、「賃上げ実施企業を加点する総合評価方式」については、その制度運用及び会員の取組実態等について把握・分析を行うとともに、課題を把握し経営実態に即した柔軟な運用について提言・要望を行う。

②民間工事

民間発注者が原価に満たない金額での契約や「工期に関する基準」(中建審)に基づく適正な工期を確保していない契約を行うことがないよう、その実情の把握に努め、必要に応じて建設Gメンその他関係機関に指導を求めるとともに、実態の改善に向けた提言・要望を行う。

(2) 労務費・資材価格の円滑な価格転嫁

公共工事における建設資材の直近実勢価格の予定価格への反映、スライド条項や設計変更の適時・適切な実施、特に民間工事における契約後に労務費、資材価格が上昇した場合の円滑な価格変更協議のため、これらの運用状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて建設Gメンその他関係機関に指導を求めるとともに、課題解決に向けて提言・要望を行う。

また、改正建設業法で定められた受発注者間の契約変更に係る誠実協議を促すため、民間工事を含め工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事項(おそれ情報)について、「全国建設業協会様式 おそれ情報通知書」の活用と、これに基づく価格転嫁の取組を推進する。

なお、昨年4月に改定した「労務費等の適切な転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画」を踏まえた適切な価格転嫁が行われるよう、取組を推進するとともに、「全建 価格転嫁相談室」の活用を促進する。

地方公共団体における公共工事の円滑な価格変更を進めるため、長による専決処分の議決を関係機関に働きかける。

3. 労働環境の整備（賃上げ、働き方改革等）と人材確保

（1）処遇改善

①賃金の引上げ

本年2月の設計労務単価改定は、全国平均4.5%（主要12職種4.2%）の引上げとなった。これを受け、引き続き賃上げ、設計労務単価の上昇、十分な労務費を確保した受注、更なる賃上げの好循環を続けるため、本年3月の国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた概ね6%の賃上げを目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組を進めるとともに、来年以降の設計労務単価の更なる引上げを目指し、引き続き提言・要望を行う。

また、小規模ロット工事を始め、現場実態と合った歩掛りの設定・地方公共団体への普及、週休2日工事の補正係数の継続等、技能者の賃金の引上げに必要な措置について提言・要望を行う。

また、技術者その他の建設業従事者の賃上げのため、積算基準における一般管理費の更なる引上げ及び現場管理費の引上げについて提言・要望を行う。

②賃金の行き渡り

「労務費に関する基準」（昨年12月中央建設業審議会勧告）による、労務費・必要経費（法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共

掛金)等を明示した見積書の商慣行化による適正な労務費の確保、建設技能者を大切にすゑる企業の自主宣言制度による適切に技能者を処遇する事業者の見える化及びCCUSレベル別年収の支払い等について推進するとともに、公共工事において元請が利潤を確保した上で、適正な水準の労務費を下請企業に支払えるような入札契約制度の見直しについて提言・要望を行う〔一部再掲〕。

③退職金制度

建退共制度について、昨年9月に取りまとめられた独立行政法人勤労者退職金共済機構の「建退共制度検討会議報告書」を踏まえた複数掛金制度の導入等についての労働政策審議会における検討動向を注視し、必要な措置について提言・要望を行うとともに、電子ポイント方式への移行を推進する。

また、本年1月から、建退共電子申請専用サイトと建設キャリアアップシステム(CCUS)との連携により、就業履歴等のデータが自動連携され手続が簡素化されたことやCCUSの技能者向けアプリ「建キャリア」で建退共掛金の積立状況と退職金の見込額が確認可能となったことについて周知を図り、活用を促進する。

(2) 働き方改革の着実な推進

①「2+360(ツープラス・サンロクマル)運動」

働き方改革の取組の一層の促進・深化に向け、引き続き「2+360(ツープラス・サンロクマル)運動」を推進する。

同運動について、全建作成のポスター及び「週休2日実現企業(スマ

イルライフ企業)」のシンボルマークの普及活用を推進する。

また、労働時間の短縮を図り職場環境を改善していくためには、生産性の向上及び業務の効率化が不可欠であることから、建設業におけるICT技術、DX、建設ディレクターの活用等の最新情報を把握するとともに、適切に会員企業に情報提供する。

②「適正工期見積り運動」

昨年12月より著しく短い期間を工期とする契約が受注者に対しても禁止されたことを踏まえ、引き続き会員企業において、発注者から工期の見積り・提案を求められた場合には、「工期に関する基準」（中建審）に沿った見積り・提案を行うことを通じて、発注者の理解を得つつ適正な工期の実現を図る「適正工期見積り運動」を推進する。

また、本運動の会員企業の取組状況を把握するとともに、適切に会員企業に情報提供する。

③「目指せ！建設現場 土日一斉閉所運動」

日本建設業連合会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会等と連携し、引き続き「目指せ！建設現場 土日一斉閉所運動」を展開する。

さらに、この運動を地域ごとにブレイクダウンし、都道府県労働局等が主催する「建設業関係労働時間削減推進協議会」等に参加し、地域の発注者を巻き込みつつ、地域の実情を踏まえて行う各都道府県建設業協会単位のキャンペーンを展開する。

また、各都道府県建設業協会及び会員企業の取組状況を把握するとと

もに、適切に会員企業に情報提供する。

④変形労働時間その他の労働基準関係法令の見直し等

建設業においては現地屋外生産として、日々刻々と変化する気象条件（猛暑や積雪）に対応する必要があることから、1年又は半年単位の変形労働時間制による柔軟な働き方を推進するため、その活用を促進するとともに、より使いやすくするための制度の見直しについて必要な提言・要望を行う。

その他働き方改革関連法施行5年後の同法附則に基づく労働基準関係法令の見直しに関する検討状況を注視し、必要な措置について提言・要望を行う。

また、「全建の改正労働基準法Q&A100+27」を活用して、建設業における時間外労働の上限規制のポイント、例外となる災害復旧・復興事業等における労働時間管理等について会員企業の理解促進を図るとともに、「全建 労働関係法令相談室」の活用を促進する。

(3) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進

令和3年度から取り組んでいる「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を推進し、登録協会について取組内容の深化を図りその水平展開を図るほか、CCUSに係る諸問題の検討を行い、関係機関等へ提言・要望を行う。

併せて、「建設キャリアアップシステム運営協議会」や「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」への参画を通じ、制度の改善、スマホアプリ「建キャリ」の画面表示による資格者証の携行不要の拡大等メリ

ットの実現、利用する事業者・技能者への支援措置、令和9年度に運用開始が予定されているシステム更新等について提言・要望を行う。

また、本年1月から、建退共電子申請専用サイトとCCUSとの連携により、就業履歴等のデータが自動連携され手続が簡素化されたことやCCUSの技能者向けアプリ「建キャリア」で建退共掛金の積立状況と退職金の見込額が確認可能となったことについて周知を図る。[再掲]

さらに、「CCUS認定登録機関」等の登録支援業務等に関する委託費（建設業振興基金）及び「人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）」（厚生労働省）を周知し、活用を促進する。

（４）人材確保・育成の取組

①若年者の人材確保

会員企業が若年者の採用活動を円滑に進められるよう新規高校卒業者等の採用選考活動のルールやスケジュール等に関する情報を提供するとともに、全国、都道府県別に新規高校卒業者等の労働市場に関するデータを提供する。

また、他機関等が運営している担い手確保に関するセミナー・就職面接会等へ積極的に参加することを周知し、連携強化を推進する。

さらに、若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、都道府県建設業協会及び会員企業と学校関係者（生徒、先生等）がつながる機会として、出前授業や職場見学会等を実施する「つなぐ化事業」（厚生労働省委託事業）の活用促進を図るとともに、若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」（同省認定）に関する理解を図り、認定の取得を支援する。

②女性の活躍・定着促進

昨年4月に策定した全建の「地域建設業における女性活躍・定着促進に向けたロードマップ」（計画期間：令和7～11年）に基づく各種取組を推進する。

女性活躍、子育て、ワーク・ライフ・バランス等の推進については、会員企業に「えるぼし・プラチナえるぼし認定」、「トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定」に関する理解を図り、各認定の取得を支援する。

③高齢者・障害者の雇用促進

高齢者に係る65歳までの雇用機会確保の義務化及び70歳までの就業機会確保の努力義務化、障害者に係る法定雇用率の引上げ及び建設業の除外率の引下げを周知するとともに、高齢者・障害者の雇用を支援する助成金等を周知し、活用を推進する。

④外国人の人材確保

令和9年4月から始まる育成就労制度に係る「建設分野における運用方針」（令和8年1月閣議決定）について、その周知徹底を図る。

特定技能制度について、建設技能人材機構（JAC）と連携し、その受入支援サービス等の活用を促進するとともに、必要な改善策について提言・要望を行う。

また、外国人の高度な人材を確保するため、就労可能な在留資格、在留資格ごとの採用手続についての全建の「外国人技術者の採用ガイド」

の活用を周知する。

⑤人材育成の推進

建設技能労働者の新たな教育訓練体系を構築するために、建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）に設置された「新たな教育訓練体系構築検討会」に参画し、必要な措置について提言・要望を行う。

また、企業の人材育成の取組を支援する助成金等について情報提供し、活用を推進する。

⑥建設雇用改善の推進

建設労働者の雇用の改善、能力の開発・向上、福祉の増進に関する施策の基本となるべき方向性を定めた「第 11 次建設雇用改善計画」（計画期間：令和 8～12 年度）について周知を図る。

また、仕事の繁閑差をなくし、労働の平準化に向けた取組として有効な手法である「建設業務労働者就業機会確保事業」についての活用を周知するとともに、活用促進に向けた制度の見直し等について提言・要望を行う。

⑦その他の人材確保

建設ディレクター制度の情報発信による入職の促進や資格取得による育成、その他退職自衛官を始めとした多様な人材の確保に向けて、関係機関等と連携し、必要な情報を提供する等の支援を行う。

（5）労働災害防止対策の推進

①熱中症対策

熱中症の重篤化を防止するため、昨年 6 月に施行された改正労働安全衛生規則による事業者に対する「早期発見のための体制整備」「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」「関係作業員への周知」の義務化について周知を徹底する。

また、昨年 12 月に国土交通省が策定した「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」に基づき猛暑期間・時間の作業回避、効率的な施工・作業環境の改善等に取り組む会員企業の状況・課題の把握に努め、同省に対し必要な提言・要望を行う。併せて、他の公共発注機関にも同様の対策が普及するよう求める。

②墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害では、墜落・転落が最多で 3 割を超えていること（令和 6 年）から、墜落・転落災害防止のため、労働安全衛生規則に基づく一側足場の使用可能範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名等の措置及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和 5 年 12 月厚生労働省通達）等を周知・活用して、墜落・転落防止対策の徹底に取り組む。

③その他の労働安全衛生対策

改正労働安全衛生法及び作業環境測定法（昨年 5 月公布）に基づき本年 4 月から段階的に施行される「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」「職場のメンタルヘルス対策の推進」「化学物質による健康障害防止対策等の推進」「機械等による労働災害の防止の促進等」「高齢者の

労働災害防止の推進」について周知を図るとともに、施行に向けた労働政策審議会における検討動向を注視し、必要な措置について提言・要望を行う。

また、現場技術者を対象に労働安全を中心とした研修会を実施し、改正法令等の周知徹底及びリスクアセスメントの実施による同種災害の防止や安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図る。

(6) 全国建設労働問題連絡協議会の開催

働き方改革、女性活躍、外国人活用等の人材確保・定着に資する取組について、各都道府県建設業協会職員等の参加により、実務担当者等を招いた講演や会員企業の取組を紹介する「全国建設労働問題連絡協議会」を開催する。

4. 生産性の向上

(1) 生産性の向上に向けた取組

国の政策によりDX（デジタルトランスフォーメーション）やi-Constructionの取組（令和6年からi-Construction2.0）が加速する中、ICT施工、BIM/CIM、遠隔臨場、工事情報共有システム（ASP）などインフラ分野のDXやコンクリート構造物のプレキャスト化、書類の標準化・簡素化等の生産性向上策について、会員企業等に適宜最新情報の提供を行うとともに、必要に応じ提言・要望を行う。

特にICT活用工事については、中小規模の会員企業も取り組みやすい環境が整備されるよう、積算基準の見直しやICT活用工事の手引き

の作成、人材育成や設備投資への負担に関する課題の解決、地方公共団体も含めた対象工事の拡大等、一層の促進に向け、国土交通省の関係委員会等において提言・要望を行う。

また、B I M / C I Mについては、関係委員会等に参画の上、原則適用化に伴う制度運用面での会員企業の課題の把握に努め、必要な提言・要望を行う。

昨年 9 月に策定した「全国建設業協会 生産性向上計画」における目標の達成に向け、生産性向上のための取組やフォローアップを行う。

さらに、改正建設業法による技術者専任制度の規制合理化やデジタル技術を活用した現場管理等について、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、その運用状況を踏まえて、必要に応じ提言・要望を行う。

(2) 補助金の活用による I C T の推進

令和 7 年度補正予算で継続・拡充された建設市場整備推進事業費補助金を活用して、導入・活用が遅れている地域建設企業の I C T 化を図る。

そのため、各都道府県建設業協会に当該補助金の活用を働きかけるとともに、その適切な分配に努め、各協会を通じて会員企業への I C T 機器の普及が図られるよう支援を行う。

(3) 建設技術者の技術力向上に向けた取組

建設技術者の技術力向上のため、建設工事の施工現場における生産性や品質の向上及び安全の確保等に資する様々な工夫・改善事例等を募集し、優れた事例を選定の上、「技術研究発表会」を開催し、特に優秀な事

例について発表・顕彰するとともに、ホームページやマスコミ、SNS等を通じて建設業界の取組について広く情報発信する。

（４）地域建設業における取組の周知・広報

将来的な担い手不足が懸念される建設業において、他産業と比較して低水準にある労働生産性の向上は必須の課題であり、特に地域建設業における生産性の向上・作業環境の改善を推進する必要があることから、生産性向上に関する各種情報や年々厳しさを増す猛暑における会員企業の取組の収集を図り、各都道府県建設業協会及び会員企業への情報提供を行う。

５．経営の改善

（１）税制・金融等の活用

各都道府県建設業協会等から意見集約し、租税特別措置の改正・延長や税制の運用・手続の改善等について、必要な提言・要望を行う。

また、税制・金融等に関する制度のほか、会員企業の経営に係る事業承継やM&Aに係る各種支援施策、その他経営基盤の強化・改善に繋がる制度等についての情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、必要に応じ提言・要望を行う。

（２）助成金・補助金の活用

地域建設企業が利用できる助成金・補助金（職場環境の改善、生産性向上に向けた取組、従業員の能力向上、仕事と家庭の両立支援等）の情

報を一覧として取りまとめ、会員企業等に情報提供し、活用を促進するとともに、必要に応じ提言・要望を行う。

(3) 建設業の契約制度改正等への対応

「5年後の約束手形の利用の廃止」（令和3年6月閣議決定「成長戦略実行計画」）に向けた金融界の動向や、本年1月に施行された取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）など、建設産業や中小建設企業に係わる企業間の取引や契約制度改正等の動向についての情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、必要に応じ提言・要望を行う。

(4) SDGs 経営への取組

地域建設業におけるSDGs（持続可能な開発目標）経営への取組を支援するため、全建の「地域建設業SDGs経営指針」に基づき、「全建SDGs相談窓口」での対応等により会員企業におけるSDGsの理解促進と取組への意識醸成を図るとともに、会員企業のSDGsの取組について情報収集に努め、優れたSDGsの取組事例については、「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」における「社会貢献・SDGs功労者表彰」として表彰するなど、更なるSDGsの取組への意識向上を図る。

(5) GXに係る環境問題への対応

本年4月に施行される改正GX推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）及び資源法（資源の有効な利用の促進に関する法律）や、これに基づく政府全体で脱炭素の取組のうち建設施工分野

における脱炭素化の技術や施策について情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

また、国交省において検討が進められている建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価を促進する制度に関し、関連委員会への参画等により情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

6. 災害・除雪・防疫対応

(1) 体制の整備

災害応急復旧・除雪・防疫活動に携わった都道府県建設業協会及び会員企業から情報収集を行い、その活動実施に当たって顕在化した諸課題を整理し、必要な提言・要望を行う。

特に災害協定・防疫協定については、各都道府県建設業協会における締結状況及び協定書の内容を調査し、協定書に記載すべき項目、活動中に発生した労働災害や二次災害に対する補償、従事した協会・会員企業の活動状況の広報等について検討・提言を行う。

また、災害時における国と地方公共団体の連携による緊急対応の円滑化、損害額の受注者負担の撤廃等について提言・要望を行う。

地域建設企業における事業継続計画（BCP）の策定・見直しを支援する。

全建が指定公共機関としての役割を果たすため、中央防災会議における議論を注視し、各基本計画の変更状況を踏まえ、必要に応じて全建防災業務計画を改定するとともに、同計画に基づき、関係行政機関との連絡体

制及びラインワークスの活用による各都道府県建設業協会との連絡体制の点検・強化に努める。

(2) ICTの活用

発災時に各都道府県建設業協会及び会員企業がICT技術の活用等を通じて、より安全かつ迅速に対応できるよう、建設市場整備推進事業費補助金を活用し、地域建設企業へのICT機器の普及を進めるとともに、これを活用した災害対応訓練の実施を図る。[再掲]

(3) 広報

災害・除雪・防疫対応を行う建設企業の姿を写真などを活用し、協会名入りのベストやゼッケンシール等の着用により建設業協会の会員企業であることをPRしつつ、地域に貢献する建設業の活躍をSNS等でタイムリーに発信する。

また、発災時には誰よりも先に現場に駆け付け、二次災害の危険のある中、昼夜を問わず対応に当たる地域建設業の活躍を広く周知するため、被災地協会と連携して、会員企業の活動をSNSで発信する。併せて、国土交通省のテックフォース広報班等と連携した効果的な広報（テックフォースパートナーとしての活躍等）を実施する。

さらに、建設業の災害・除雪・防疫対応を紹介する動画・冊子等の広報コンテンツを活用し、SNSや防災イベントをはじめ各種イベントへの出展を通じて、地域建設業の役割を広く発信する。

7. 戦略的広報の推進

(1) 「新4Kの建設業」等の積極的な広報活動の推進

「地域の守り手」として最前線で安全・安心の確保を担う地域建設業の姿を広く社会に周知することで、建設業が新4K（給与・休暇・希望・かっこいい）の業界として、地域住民や学生、児童など将来の担い手を含む幅広い層に認知されるよう、政府・関係機関や業界団体、各種メディアと幅広く連携して広報活動を推進する。

また、各都道府県建設業協会や会員企業の広報活動を奨励するため、7月に「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を開催し、その「広報功労者表彰」において、建設業のイメージアップに資する優良な広報活動を行った協会・会員企業を顕彰するとともに、事例発表の動画を作成し広く建設業の社会貢献活動を周知する。

(2) 広報ツールの充実・強化

広報誌については、内容の整理・見直しを行い充実した構成にするとともに、全建の事業活動や各種アンケート調査結果、建設業界の課題や関係省庁の施策、各都道府県建設業協会や会員企業が行っている様々な働き方改革や担い手確保・育成、生産性向上などの取組を紹介するとともに、各協会が実施している広報に関する取組事例等を水平展開し、各協会の広報力の強化を図る。

また、都道府県建設業協会や会員企業の活動について、写真・動画などとともに情報収集し、建設専門紙、一般紙等への積極的なプレスリリースを行うのみならず、SNS等を活用し地域に貢献する建設業の情報を広く一般に発信する。

ホームページについては、追加でスマホ版にも対応を図るため、所要の改修を行う。

8. 建設業の持続可能性と社会的責任への取組

(1) 建設業におけるサステナビリティの推進とコンプライアンスの徹底

自然災害に強いインフラ整備の構築や地域社会との共生を図るため、建設業におけるサステナビリティを推進するとともに、コンプライアンスに則った事業活動を推進する。そのため、引き続き全建の「建設企業(団体)行動憲章」及び「地域建設業SDGs経営指針」の周知を図るとともに、建設業適正取引推進機構など関係団体と連携し、必要に応じて講演会や研修会等の開催や全建ジャーナル、ポスター等を活用して建設業の持続可能性と法令遵守の推進を図る。

(2) 建設業の社会貢献活動の推進

各都道府県建設業協会や会員企業が行っている社会貢献活動を推進するため、7月に「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を開催し、優れた社会貢献・SDGs活動の事例及び建設業の広報に積極的に貢献した事例を顕彰する。[再掲]

また、これらの優秀な活動事例を事例集として取りまとめ、各都道府県建設業協会と連携し、イベント等で配布するほか、事例発表の様子をSNSで発信するなど広く啓発・広報する。

9. 地域懇談会・ブロック会議の開催と提言活動、アンケート調査の実施

(1) アンケート調査の実施

地域懇談会・ブロック会議での議論のための基礎資料や関係機関への提言・要望のための資料とするため、各都道府県建設業協会及び会員企業に対し、次の①～③のアンケート調査を実施する。

また、建設業に係る政策・法令等に関する意見の集約や建設業の情勢把握のため関係省庁が行う各種調査やアンケートに協力する。

①生産性向上の取組に関するアンケート

I C T施工、B I M/C I M、遠隔臨場、工事情報共有システム（A S P）などのインフラ分野のD Xやコンクリートの構造物のプレキャスト化、書類の標準化や簡素化による関係書類の削減などの生産性向上策に関し、その取組状況、課題等を把握するため、アンケート調査を実施する。

なお、当アンケート調査の結果については、「全国建設業協会 生産性向上計画」の進捗管理にも活用する。

②発注関係事務の運用状況等に関するアンケート

公共工事等の発注者の入札契約状況、その課題等を把握するため、アンケート調査を実施する。併せて、手形・小切手、電子記録債権や電子契約等、企業間の取引や契約制度に関する現状や問題点についてアンケート調査を実施する。

③労働環境の整備に関するアンケート

働き方改革、賃上げ等の労働環境の整備状況に関し、その取組状況、課題等を把握するため、アンケート調査を実施する。

(2) 地域懇談会・ブロック会議

地域建設業界が抱える諸問題や国土交通省の政策課題等について官民一体となってその解決に向けた取組を進めるため、全国 9 ブロックにおいて「地域懇談会・ブロック会議」を開催し、地域の実情を踏まえ、積極的な意見交換を行う。

また、各ブロック等との意見交換を基に、地域懇談会・ブロック会議をより充実した会議とするため、進め方、内容等について引き続き検討を行う。

(3) 令和 8 年度全建要望とその他の要望活動

地域懇談会・ブロック会議での議論を踏まえ、「全建要望」として取りまとめ、政府与党、国土交通省等に対して要望を行う。

また、景気の動向等、地域建設業界の状況を踏まえ、追加的予算措置等の要望に関しても、積極的に対応していく。

10. 「(新)地域建設業の将来ビジョン」(仮称)の策定への取組

令和 10 年の全建設立 80 周年を期し、地域建設業が将来に亘り、その社会的使命を果たしていくための新たな展望(ビジョン)の策定に向けて、総合企画委員会の下に専門委員会を設置し、まずその第一歩として「地域

建設業将来展望（全建 70 周年展望）」のフォローアップを行う。

11. その他の事業・行事の開催

（1）定時総会、協議員会、理事会等の開催

6月に定時総会、9月と3月に協議員会、11月に全国会長会議を開催するほか、随時理事会及び各委員会を開催し、本会の業務執行等を諮る。

また、6月に建設業の振興・発展に貢献された都道府県建設業協会役員・会員企業に対し建設関係功労者表彰を行うほか、9月に建設現場等において不慮の災禍に遭われ殉職した方々の御霊を供養するため慰霊法要を執り行う。

さらに、経営者層の技術の研鑽を深めるため、最先端技術が導入された工事現場等を対象に現場見学会を実施する。

（2）各種報告書・出版物の刊行

各事業活動での成果を、報告書又は出版物として取りまとめ、広く会員その他に配布する。

（3）国際園芸博覧会への協力

令和9年3月開催の国際園芸博覧会について、関係機関等からの要請に応じて必要な協力や会員企業への情報提供を行う。

（4）その他

その他今後の情勢を踏まえ、必要な場合に所要の事業等を実施する。